四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、神戸運輸監理部ホームページの新着情報に掲載の「平成二十九年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成三十年一月五日までに左記に提出すること（郵送の場合は、一月五日消印のものまで有効とする。）。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　受講申請書の請求先及び提出先

郵便番号　六五〇―〇〇四二

神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎

神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇七八（三二一一）七〇五二

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人小野剛は願により公証人を免ぜられた。（十一月十六日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年11月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年11月27日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

改正された日本工業規格

安全弁	B8210
圧力容器の構造―一般事項	B8265
機械類の安全性―電気的検知保護設備―第2部：能動的光電保護装置を使う設備に対する要求事項	B9704―2
機械類の安全性―機械の電気装置―第31部：縫製機械，縫製ユニット及び縫製システムの安全性並びにEMCに対する個別要求事項	B9960―31

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

標準仕様書（ＴＳ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成29年11月25日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を公表した。

平成29年11月27日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

1．ＴＳ名称及び番号

公表されたＴＳ名称及び番号

ロボット及びロボティック　ＴＳ　B0033
デバイス―協働ロボット

2．意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
経済産業省産業技術環境局国際標準課

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課及び厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月27日

山梨労働局長　木幡　繁嗣

第４号中「１時間851円」を「１時間869円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月27日

奈良労働局長　伊達　浩二

第４号中「１時間846円」を「１時間860円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月27日

奈良労働局長　伊達　浩二

第４号中「１時間837円」を「１時間849円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成27年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月27日

奈良労働局長　伊達　浩二

第４号中「１時間840円」を「１時間851円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成29年11月24日をもって満了した。

平成29年11月27日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成28年度外務省経験者採用試験（書記官級）

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年11月27日

北陸地方整備局長　小俣　篤

1　処分をした年月日　平成29年11月１日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富山興業株式会社
加茂　輝隆　富山県高岡市博労本町１―14　国土交通大臣許可（特―25）第22610号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年９月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年11月27日

北陸地方整備局長　小俣　篤

1　処分をした年月日　平成29年11月１日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マック興業
木下　健児　富山県魚津市川縁146番地１
国土交通大臣許可（般―26）第25454号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。